

2022年度 同志社大学大学院 司法研究科

後期日程入学試験問題 法律科目試験 (民事訴訟法)

次の(設例)を読んで、問(1)、(2)に答えなさい。

(設例)

Xは、マンションの1室である甲を所有している。Yは、甲に居住している。なお、XとYは、兄弟である。

Xは、Yに対し、甲の明渡しを求める訴えを提起した。

Xは、第1回口頭弁論期日に、請求原因として、①Xが甲を所有していること、②Yが甲に居住し、占有していること、を主張した。

Yは、①、②を認めた上で、抗弁として、③X・Y間で、建物使用を目的とする甲の使用貸借契約が締結されたこと、を主張した。

Xは、③を認めた上で、再抗弁として、④Yは本件使用貸借の目的に従い使用及び収益を終えたこと、を主張した。すなわち、3年前、Yは自ら経営する会社が倒産し、路頭に迷っていたので、再起するまで甲に居住させることができ、本件使用貸借の目的であるが、現在、Yは新会社を順調に経営しており、使用貸借の目的に従った使用・収益は終えた、と主張した。

ところが、第1回口頭弁論期日の終了後、Yが月々一定額をXに支払っている事実が、Yの訴訟代理人Aに、明らかとなった。

問(1)(配点:30点)

(ア) Aは、第2回口頭弁論期日に、③の主張を撤回し、新たに、抗弁として、賃貸借契約締結の事実を主張しようと考えた。このような撤回は許されるか、検討しなさい。

(イ) 反対に、Xが、第2回口頭弁論期日に、Yの③の主張を認めた陳述を撤回することは許されるか、検討しなさい。許されないとした場合でも、例外的に撤回が認められるのは、どのような場合か、説明しなさい。

問(2)(配点:20点) (問(1)の解答とは無関係に論じなさい。)

裁判所は、X・Y間に賃貸借契約が存在することを認め、Xの請求を棄却する判決をし、この判決は確定した。その後、再び、Xは、Yに対し、甲の明渡しを求める訴えを提起した。受訴裁判所は、この訴えをどのように取り扱うべきか。

Xが、(i) X・Y間に賃貸借契約が存在しなかったと主張している場合と、(ii)前訴判決確定後に、X・Y間の賃貸借契約は終了したと主張している場合に分けて、検討しなさい。